

## 市民農園開設認定の条件

市民農園整備促進法 (第7条第3項)		市民農園整備促進法の運用について (第5条第4項)		県 市民農園の整備に関する基本方針 (第3条)	
第1号	整備運営計画の内容が基本方針に適合するものであること。				
第2号	市民農園の適正かつ円滑な利用を確保する見地からみて、市民農園のように供する農地及び市民農園施設が適正ないちにあり、かつ、適当な規模であること。	(1) 「妥当な規模」	市民農園の農地及び市民農園施設が利用者の利便性の観点からみて妥当な規模であることが必要であること。これは、利用者の数、利用の頻度、立地条件、農地と市民農園施設のバランス等を考慮して判断すべきものであること。		
第3号	市民農園の用に供する農地及び市民農園施設の位置及び規模からみて、周辺の道路、下水道等の公共施設の有する機能に支障を生ずるおそれがなく、かつ、周辺の地域における営農条件及び生活環境の確保に支障を生ずるおそれがないものであること。	(2) 「公共施設の有する機能に支障」	市民農園の整備により、当該市民農園に接する道路の利用や休憩施設等の設置による下水道の利用等公共施設に対する需要が生ずるが、現に整備されている道路、下水道等の容量等からみて過大な通行や排水が行なわれることにより、当該公共施設に対し過度の負荷を与えることを指しており、このようなことのないよう、市民農園の整備が適正におこなわれることが必要であること。	5	周辺の道路等の整備状況を十分に勘案して、その整備に支障を来さないようにするとともに、利用者の利便の確保に努めること。
		(3) 「営農条件の確保に支障」	雑草の繁茂による種子の飛散、病害虫の発生、農薬散布への支障があげられること。	(第4条) 2	市民農園の管理に当たっては、周囲の生産ほ場等に病害虫発生等の悪影響を与えることがないように、利用者に栽培管理技術の指導を行うこととし、必要に応じ、利用者の遵守事項等を定めるとともに、利用状況を定期的に巡回点検の上、適切な指導をするなど、巡回、指導等の体制を整備すること。
		「生活環境の確保に支障」	農作業に伴って使用される資材やごみの放置等があげられること。	9	市民農園周辺の道路における危険を防止し、その他交通の安全を図り、及び道路の交通に起因する障害を防止するよう配慮すること。
第4号	利用者の募集及び選考の方法が公平かつ適正なものであること。	(4) 「募集及び選考の方法が公平かつ適正」	公報、チラシ、掲示等による一般公募を行ない、抽選、先着順等の方法により選定すること。 例えば、現に家庭菜園等を有していないこと、歳以上の老人又は小学生以下の世帯員がいる者を優先することといった条件を付することは「公平かつ適正」に反しないものといえるが、特定の企業、法人の構成員であることを条件とするといったことは「公平かつ適正」とはいえないこと。	(第4条) 1	公報、チラシ、掲示等による一般公募を行い、出来るだけ多くの者に市民農園を利用する機会を与るとともに、農園や施設の利用の料金も著しく高額とならないよう配慮すること。

市民農園整備促進法 (第7条第3項)		市民農園整備促進法の運用について (第5条第4項)		県 市民農園の整備に関する基本方針 (第3条)	
第5号	前項第5号から第8号までに掲げる事項(整備運営計画5利用期間その他の条件,6市民農園の適切な利用を確保するための方法,7資金計画,8その他農林水産省令,建設省令で定める事項)が市民農園の確実な整備及び適正かつ円滑な利用を確保するために有効かつ適切なものであること。	(5) 「市民農園の確実な整備及び適正かつ円滑な利用確保のために有効かつ適切」かどうか	整備運営計画の内容が,次のような事項に適合しているかどうか判断基準になること。 イ 利用期間,利用料等の条件が違法不当でないこと。利用期間については,特定農地貸付けの場合は5年を超えることができないが,農園利用方式の場合も農園をできるだけ多くの者に利用してもらうという趣旨から5年以内とすることが望ましいこと。 利用料については著しく高額なものとならないようにすること。 ロ 認定開設者が,利用者の利用状況の見回り,指導員の配置等により必要な指導を行なうことにより,利用者による農地の適切な利用を確保することができると認められること。 ハ 整備に必要な額の算定が適正であり,確実に調達できると見込まれること。 ニ 認定開設者が対象農地について権利を有しているか又はその権利の取得が確実であると見込まれること。	1	市民農園である旨の標識等を設置するとともに,必要に応じ生垣等により周囲を囲い,農用地の保全を図り,都市住民等のレクリエーション需要の十足,自然環境の保全に十分配慮し,良好な生活環境の形成にも資するよう整備すること。
				2	耕うん,客土を行ない,利用者が用意に農作業を行い得るように農地を整備すること。特に,水田を利用して野菜等水稲以外の農作物を栽培する場合にあっては,排水等に留意すること。
				3	農地に区画を設けて利用させる場合は,標識杭,ロープ等により九画の境界を明らかにすること。
				4	市民農園を開設する場合は,1区画の大きさは15㎡以上10a未満とし,おおむね10区画以上の区画を設けること。
				6	市民農園の機能を確保するため,原則として,次の市民農園施設を備えること。 園路,休憩施設,便所,手洗い場・水飲み場その他の給排水施設,農機具収納施設,ごみ置場,駐車場 なお,上記施設の機能を代替できる施設が周辺に存在する場合は,それをもって代えることができるものとする。
				(第4条) 3	農作物の調理講習会,交換会,展示会その他各種イベントを開催するなどして,市民農園の利用者相互及び利用者と地元農家との交流の促進を図るとともに,農業に対する理解を深めるよう配慮すること。
第6号	その他政令で定める基準に適合するものであること。				

市民農園整備促進法 (第7条第3項)		市民農園整備促進法の運用について (第5条第4項)		県 市民農園の整備に関する基本方針 (第3条)	
		(第6条)	開設される市民農園において農地転用又は開発行為が行なわれても差し支えないかどうかの立地上の判断も行なうこと。	7	農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域においては、市民農園施設の用に供される土地が同法第10条第3項に規定する農用地利用計画において指定された用途に即して利用されなければならないこと。
				8	市民農園施設の整備のために農地等の転用を必要とする場合は、「農地転用許可基準」(市街化調整区域においては、「市街化調整区域における農地転用許可基準」)に照らして、農地転用の許可の対象と判断されることが必要であること。

市民農園整備促進法の施行について(第5条)	
第1項	市民農園は、農業施策上、都市政策上重要な意義を有しており、その整備水準の向上を図る必要がある。このため、都道府県知事が定めた基本方針に適合すること等一定の基準を満たす市民農園を市町村が認定し、認定を受けた市民農園について農地の権利移動・転用についての農地法等の特例措置、一定の市民農園施設の開発行為等についての都市計画法の特例措置を講ずることとしたものであること。
第2項	市町村は、市民農園の開設の認定に当たっては、市民農園施設の内容、規模等が周辺の地域における営農条件の確保に支障を生ずることのないよう十分配慮すること。
第3項	認定を受けた市民農園は、市民農園施設の整備のための農地転用に係る農地法の特例措置及び開発行為等に係る都市計画法の特例措置及び開発行為等に係る都市計画法の特例措置が講じられることとなるが、この運用については、土地利用のスプロール化等につながることをしないよう行うこと。

市民農園整備促進法(平成2年6月22日付け法律44)

市民農園整備促進法の運用について

(平成2年9月20日付け二構改B982建設省経民発41建設省都公緑発108農林水産省構造改善局長,建設省建設経済局長,建設省都市局長通知)

県 市民農園の整備に関する基本方針(平成3年8月13日付け広島県知事(農業振興課,都市整備課)通知)

市民農園整備促進法の施行について(平成2年9月20日付け二構改B981建設省経民発40建設省都公緑発107農林水産事務次官,建設事務次官通知)